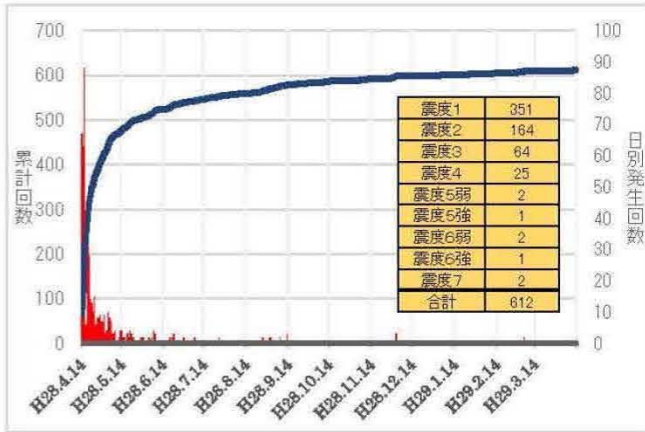


# 益城町における災害廃棄物処理の概要について

平成29年7月26日

益城町 環境衛生課

## 1 被災状況



地震の状況

		益城町	(参考) 熊本県全体
死者	直接死	20人	50人
	関連死	17人	174人
行方不明者		0人	0人
重傷者		131人	1,130人
軽傷者		31人	1,549人

益城町人的被害状況

		益城町		(参考) 熊本県全体	
		棟数	世帯数	棟数	世帯数
住家	全壊	3,026棟	3,529世帯	8,673棟	12,526世帯
	半壊	3,233棟	3,857世帯	34,186棟	66,971世帯
	一部破損	4,325棟	4,679世帯	147,950棟	125,564世帯
非住家	公共建物	104棟	—	439棟	—
	その他	5,902棟	—	10,858棟	—
合計		16,590棟	12,065世帯	202,106棟	205,061世帯

益城町建造物被害状況（※判定毎の分布については別添参照）

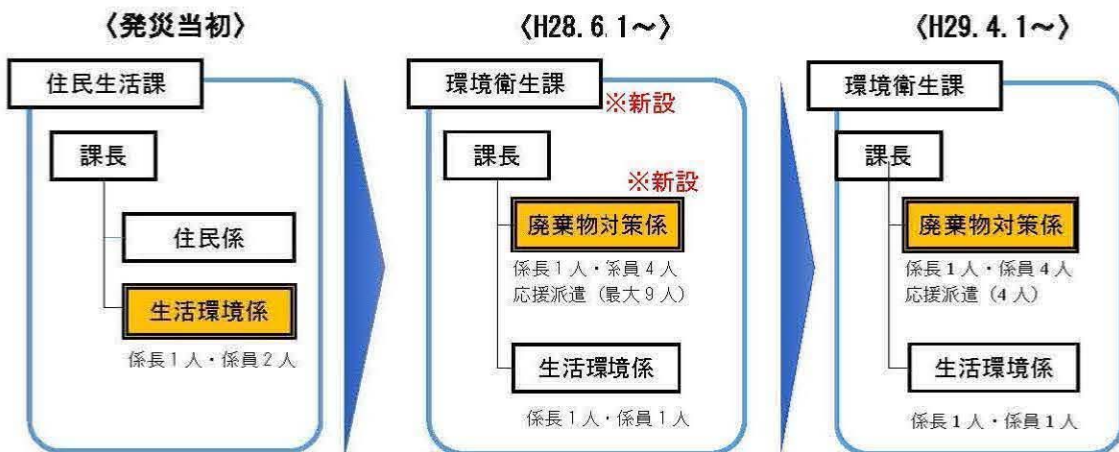
## 2 災害廃棄物の処理について

### (1) 特徴

火災に伴う廃棄物が多く発生した阪神・淡路大震災、津波に伴う廃棄物が多く発生した東日本大震災と異なり、熊本地震では、極めて短期間のうちに震度7が立て続けに襲ったことにより建造物が損壊したことにより生じた廃棄物（解体由来の廃棄物）が多数を占める。

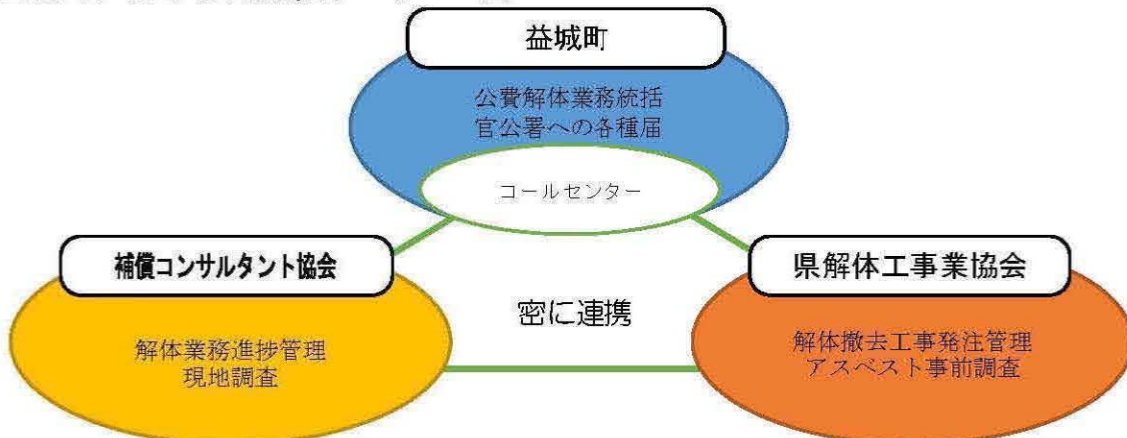
### (2) 組織体制

発災前は、一般廃棄物に関する事務は住民生活課生活環境係（係長1人、係員2人）で担当。6月1日、役場組織を再編して環境衛生課を設置し、災害廃棄物処理に専従する廃棄物対策係を設けた。県その他自治体から地方自治法に基づく中長期の職員派遣を受けて事務を遂行中。

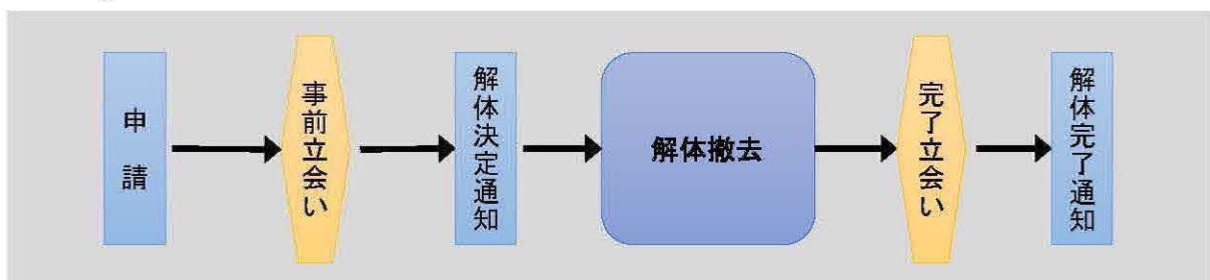


### (3) 損壊家屋等の解体撤去

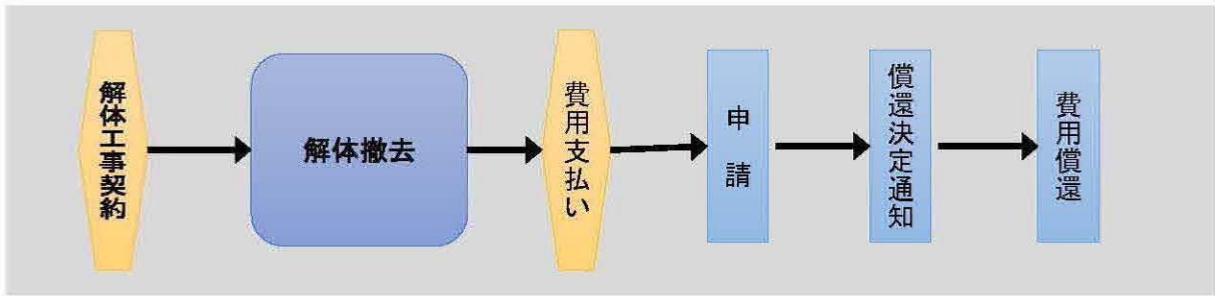
#### ○益城町における公費解体スキーム図



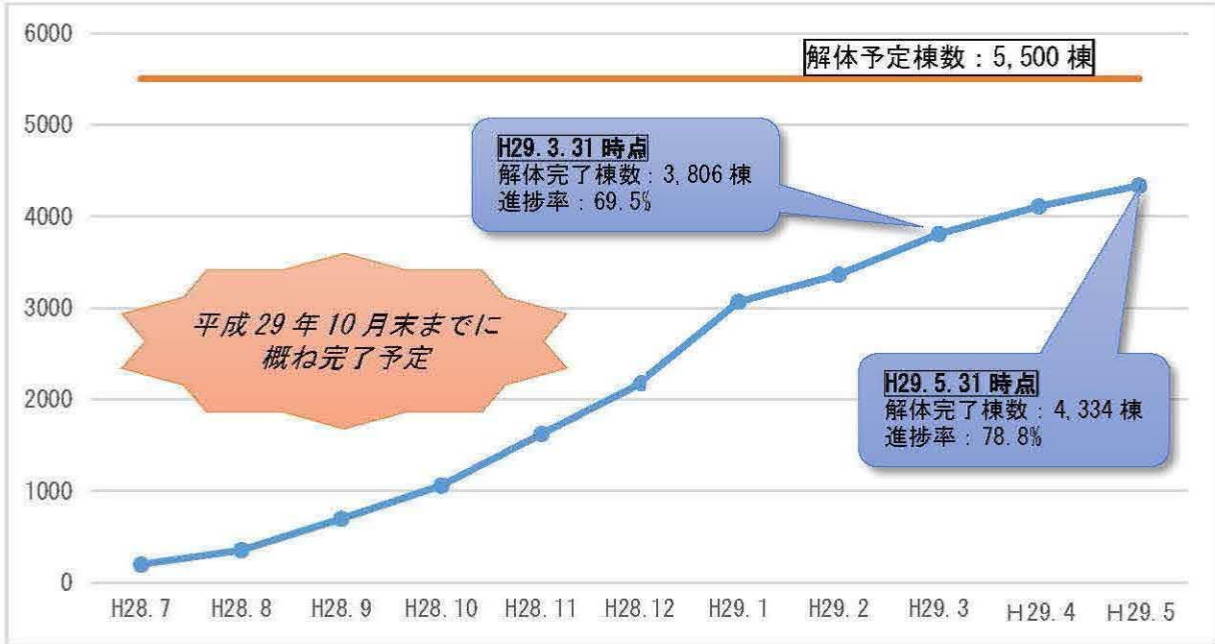
#### ○公費解体フロー概略



○自費解体フロー概略

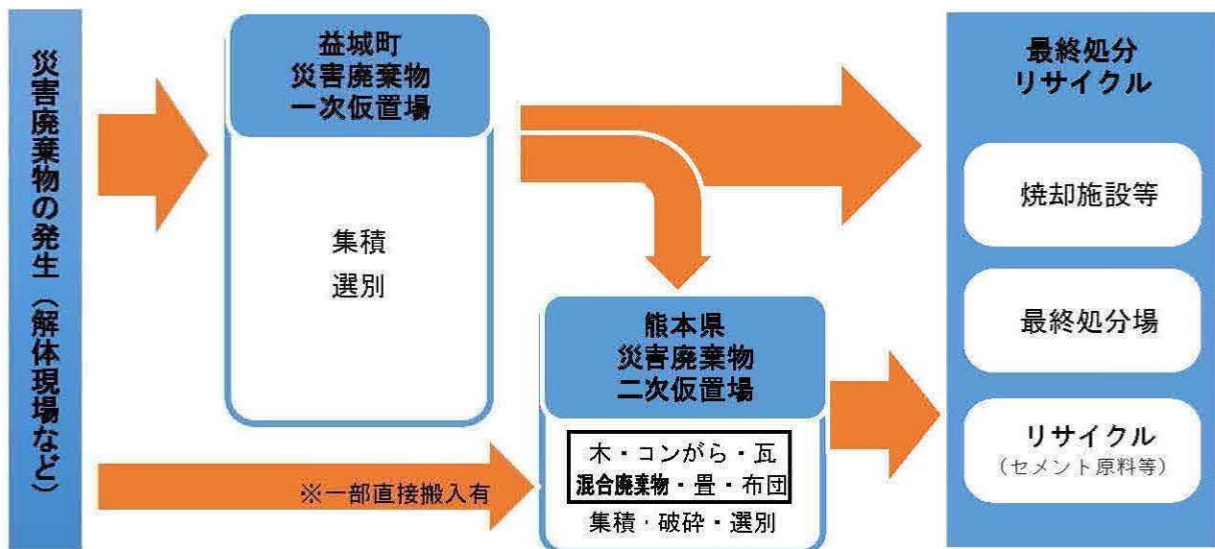


○解体進捗状況 (H29. 5. 31 現在)

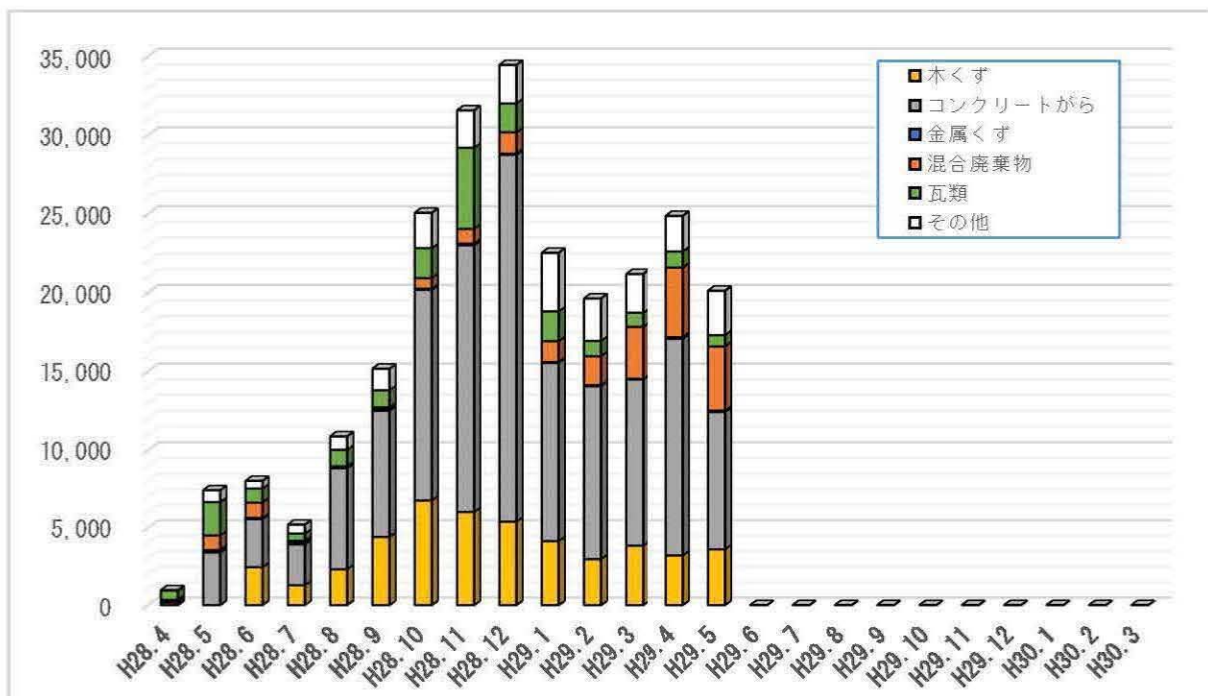


(4) 廃棄物処理

○災害廃棄物処理の流れ



○月別廃棄物処理実績量（重量ベース、H29.5.31時点）

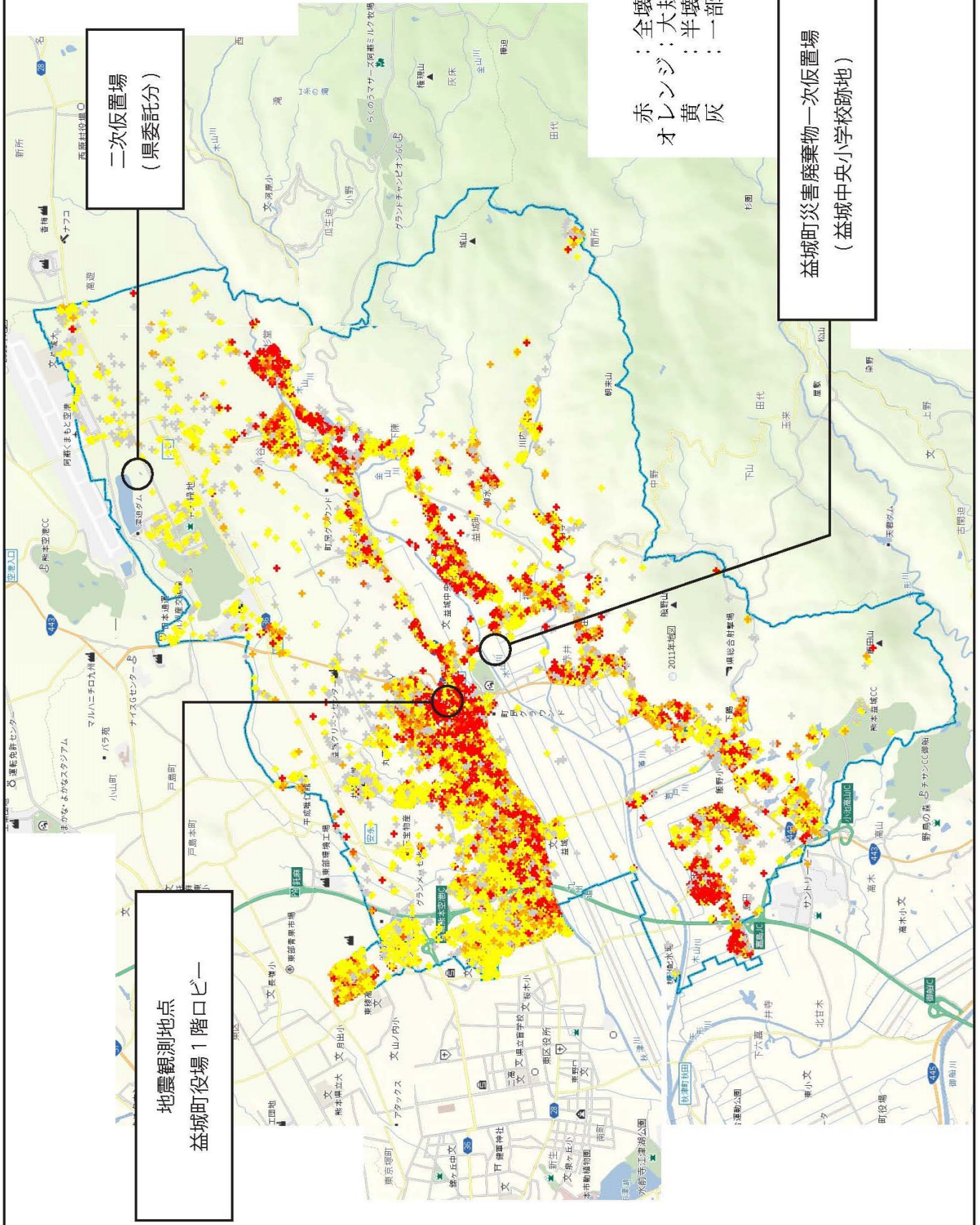


○災害廃棄物処理量累計（H28年度末現在）



※災害廃棄物推計量 = H28年度実績 + 今後の解体由来廃棄物発生量

# 4



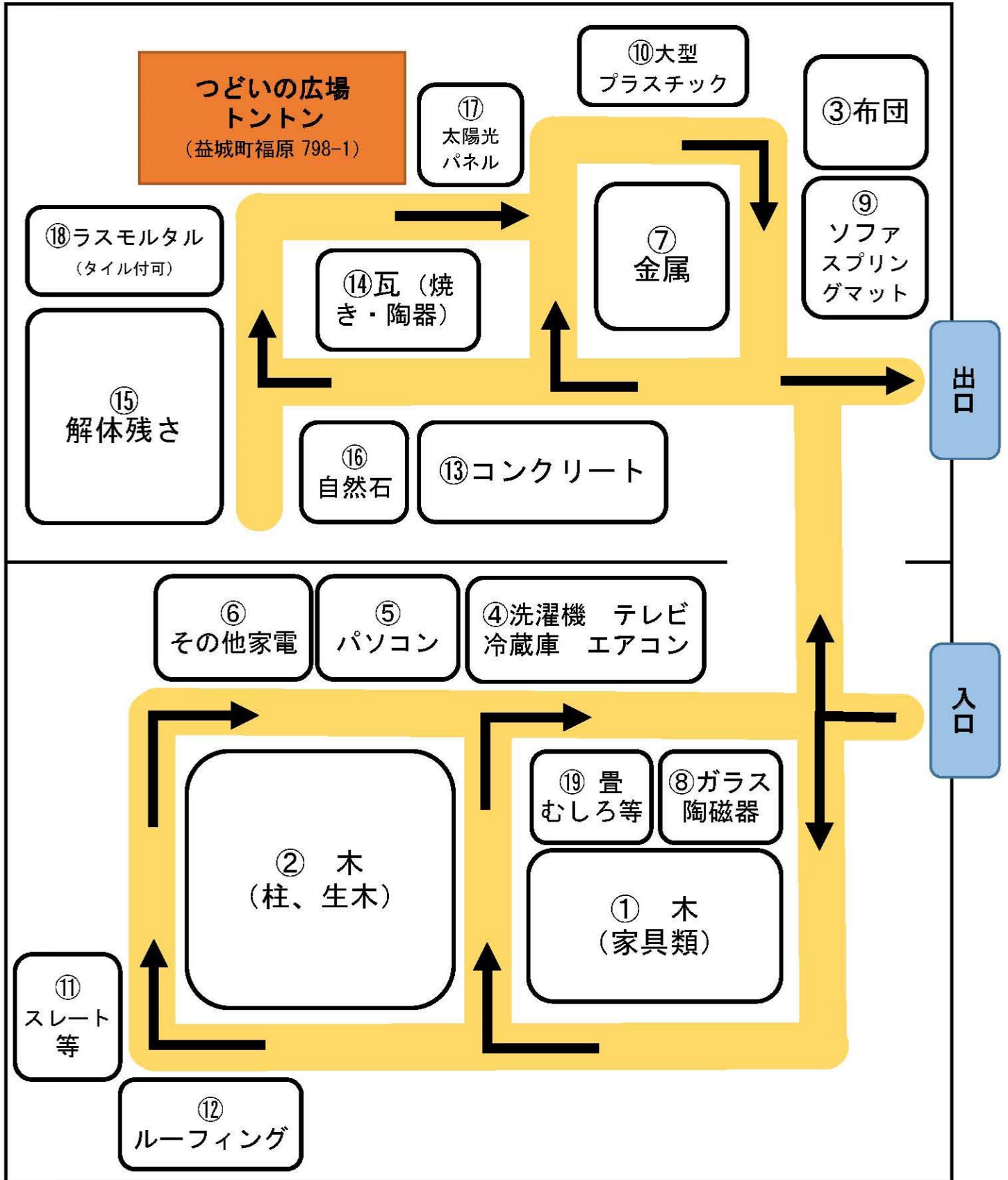
# 益城町災害廃棄物一次仮置場について



一次仮置場には、矢印のとおりに入念してください。

- ※周辺は通学路のため、警備員が不在の時間に並ぶことを禁止します。
- ※公道上に災害ごみ(木くず等)を落とさないようお願いします。

# 益城町災害廃棄物一次仮置場 場内配置図 (H29.2~)



## ○仮置場の閉鎖日について

原則として、**日曜日**と**祝日**が閉鎖日となります。このほか、仮置場の状況または天候等により受け入れできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ○ヘルメット着用のお願

仮置場内では、安全確保のため、**ヘルメット**を着用してください。

## 益城町一次仮置場での注意事項

	品目	代表例	注意事項
①	家具類	家具、加工されている木材	・中身が入っていないか確認
②	木(柱、生木)	建材、加工されていない木材	・抜根は受入れ不可
③	布団	布団	・羽毛布団は分けて降ろす
④	家電4品目	洗濯機、デジタルテレビ 冷蔵庫、エアコン	・重機で積みこまず、手で積みこむ(重機で積みこんで傷が入るとリサイクルできないため) ・冷蔵庫は中身を現地で取り除く(生ゴミ等の持ち込み厳禁)。中身を取り除いた後に拭いておく ・家電4品目で形がわからないほど壊れている場合は、その他家電のところで降ろす
⑤	パソコン	パソコン(キーボード、ディスプレイ等)	・重機で積みこまず、手で積みこむ(重機で積みこんで中の部品が壊れるとリサイクルできないため)
⑥	その他家電	基本的にコンセントが付いているもの(家電4品目以外)	
⑦	金属	金属等	・主に金属が50%以上(例 自転車、傘)、消火器や一斗缶(中身入り)等は持ち込まない
⑧	ガラス・陶磁器	割れた茶碗・食器等	・調味料の入れ物は、クリーンセンターに持ち込む(中身は空にする)
⑨	ソファ スプリングマット		・スプリングの入っていないマットは布団のところで降ろす
⑩	大型プラスチック	ごみ袋に入らないプラスチック(農業用品除く)	・主にプラスチックが50%以上(ごみ袋に入る大きさは持ち込まない)
⑪	スレート等	石膏ボード、スレート、ケイ酸カルシウム板(ケイカル板)、サイディング、コロニアル <b>※フレコン(トン袋)での回収のみ</b>	・フレコン(トン袋)に、 <u>内容物及び搬入業者名をマジックで記載</u> すること。 ・一つの袋に、別の品目を混在しないこと。
⑫	ルーフィング	<b>※フレコン(トン袋)での回収のみ</b>	・フレコン(トン袋)に <u>内容物及び搬入業者名をマジックで記載</u> すること。 ・瓦と分離し、ルーフィングのみの状態にする。
⑬	コンクリート	コンクリート瓦、ブロック塀等	・リサイクルするので焼瓦や陶器瓦、その他混載物が混ざらないようにする
⑭	瓦	焼瓦、陶器瓦	・土や砂を混ぜない。
⑮	解体残さ	解体時に生じる木くず、ガラ、土壁、泥壁	・木くず、ガラは50cm以内の大きさまで分別。 ・土壁、泥壁は竹と分離した状態にする(分離した竹は、生木のところに降ろす)。
⑯	自然石	解体工事に伴い発生した石に限る	・コンクリート等と混ぜずに自然石のみで持ってくる。
⑰	太陽光パネル	太陽光パネル	・発電する恐れがあるので、パネル面を下に向けておく。持ち込めるのは業者のみ。置場については、現地係員に確認。
⑱	ラスモルタル	ラスモルタル	・タイル付きで持ち込み可。
⑲	畳・むしろ等	畳、むしろ、ねこぼく等	
家庭ごみ	燃えるごみ(衣類含む)、燃えないごみ、ペットボトル、瓶、缶、蛍光灯、乾電池、新聞、発泡ボール、プラスチック容器包装		・クリーンセンターへ持ち込み

※上記以外の品目については仮置場にて相談

※消火器、タイヤ、農薬、農業用品などの処理困難物は受入れ不可

【益城町災害廃棄物一次仮置場】

・発災直後の仮置場の状況

撮影日：平成 28 年 4 月 16 日（土）

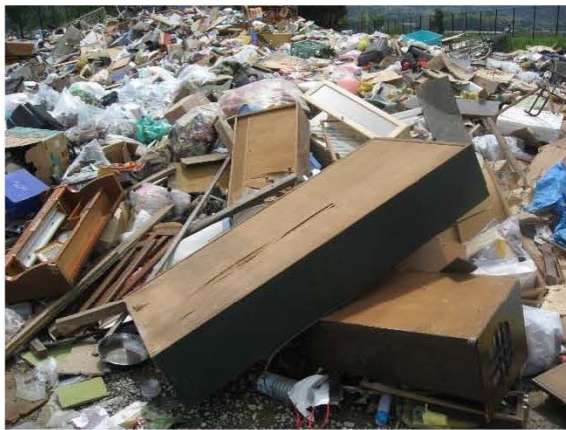
1



2



3



4



5



6



7



8



【益城町災害廃棄物一次仮置場】

- ・手作り看板により徐々に分別作業を開始した様子
- ・大枠は次のとおり⇒可燃、不燃、瓦、ブロック、家電、家具

撮影日：平成 28 年 4 月 20 日（水）

1



2



3



4



5



6



7



8

